2026年３月９日

株主各位

大阪市中央区上町Ａ番23号
木村工機株式会社
代表取締役 木村　晃

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

自己株式の処分について、会社法370条の規定および当社定款第25条の定めにしたがい、2026年２月25日付けで取締役会決議に代わる書面決議により、下記事項を決定いたしましたので、公告いたします。

記

1.	募集株式の種類及び数	普通株式6,100株
2.	募集株式の割当方法	譲渡制限付株式を割当てる方法
3.	募集株式の払込金額	募集株式１株につき 金14,860円 ※処分価額は2026年２月24日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値
4.	払込金額の総額	金 90,646,000 円
5.	払込財産の内容及び価額	2026年２月25日付会社法第370条及び当社定款第25条に基づく取締役会決議に代わる書面決議に基づき、割当対象者11名に支給される、当社に対する金銭債権計90,646,000円を現物出資の目的とする（株式1株につき出資される金銭債権の額は金14,860円）。
6.	処分予定先	当社の従業員11名　6,100株
7.	払込期日	2026年３月24日

以上